



白山・野々市法律事務所

広告

TEL 076-259-5930

福祉専門職のみなさんへ。

利用者から法的な相談を受けて困っている。
日々の業務の中で悩んでいる法的な質問をしたい。
でも、弁護士に相談したり、お願いするのはちょっとという方・・・

相談無料



利用者の財産を親族が不正に使っているのがわかったので、これから対応することになりました。事前に、法的なアドバイスや対処法を聞きたいけれど、うちでは相談料がかかると相談に行けないのですが・・・。

福祉専門職・福祉施設の職員さんからのご相談の場合は、何回でも法律相談を無料でしております。



うちの利用者が、離婚、相続、債務整理などの法律相談を受ける場合も無料で相談できないのですか？

初回の法律相談は、どなたでも無料です。利用者の方も、お気軽にご相談にいらしてください。



気軽にメール(無料)相談

(hakusannonoichi@yahoo.co.jp)



私たちが無料で相談できるのは助かるけど、いきなり弁護士に会いに行ったり、電話をするのは、なんとなく怖くてできないわ…。

日常生活で弁護士と関わることが少ないので、相談するのに緊張するのは当然です。

当事務所では、少しでも、福祉専門職や職員さんが業務に関する相談をしやすくするため、福祉専門職の方や職員さんに限って、Eメール
(hakusannonoichi@yahoo.co.jp)

による無料相談(何回でも可)を実施しています。
匿名でのご利用でも構いませんので、お気軽にご利用ください。



Eメールでの相談方法

【お名前】(任意。匿名可。)

【所属先】(任意)

【返信先メールアドレス】(必須)

【その他連絡先】(任意)

【相談内容】(必須)

利用上のご注意

* 個人情報は伏せてご相談ください。

* なお、収集した個人情報は、回答以外の目的では利用いたしませんのでご安心ください。

* 返信先メールアドレスの記載がない場合は、回答ができませんのでお気をつけください。

* Eメールでのご相談の場合、事案の把握に限界がありますので、的確な回答ができないことをご了解ください。また、同様の理由から回答内容の正確性は保証できません。回答内容について、弁護士の見解として相談者以外の方への回覧する等のご利用はご遠慮ください。

* なお、ご利用される場合は、Eメールの回答によって相談者等に何らかの損害が発生したとしても、当事務所の弁護士は賠償責任を負わないことに、事前にご同意いただいたものとします。

* 回答を見て、詳しい相談をされたい場合は、お気軽にお電話ください。

弁護士に何を相談したらいいの？



そもそも、弁護士に相談すべきことなのか分からぬのですが…。

たとえば、老人ホームの相談なら、どのような相談があるのか教えてください。

どのような相談でも大丈夫です。ご不安であれば、気軽に質問できるように、Eメール相談(無料)もやっておりますのでご利用ください。



老人ホームさんは、県や市の指導を受けて、入所者との契約や、入所者の死後の事務などを対応されておられます。それでも、身寄りのない方の身元引受人との遺留金品を巡るトラブルや、相続争いに巻き込まれることもあります。そのような場合、弁護士に相談したり、依頼したりして、法的な解決を図ることが可能です。



出張相談



利用者が施設に入所していて相談には行けないけれど、施設で利用者に会ってもらって相談にのってもらいたいのですが…。

入所施設まで出張の法律相談なら、初回(利用者ごと)に限って、可能です。その際、法律相談料は無料ですが、交通費等実費はいただきますので、ご了承ください。

なお、利用者のご自宅への出張相談は実施しておりません。



弁護士に依頼する際の料金を分かりやすくしてほしい



利用者の相談を聞いていたら、弁護士を頼んだ方がいいと思ったんだけど、弁護士ってどのくらいかかるかわからないので、勧められずにそのままになってしまっています。料金表とかないのでですか？

弁護士費用(料金)が不明確で弁護士に依頼するのが不安だという話は良くお聞きします。

当法律事務所では、**ホームページ**
(hakusan-nonoichi-law.com)上で
詳細な料金表を掲示しております。
ご安心ください。



たとえば、成年後見申立ての場合は15万円、遺言状作成(簡単なもの)の場合は10万円、借金の整理(裁判所の手続きを利用しないもの)の場合は5万円(債権者2名以下)、相手方との交渉は、着手金(前金)10万5000円で依頼することができます。



弁護士に依頼する際の料金を安くできる方法はないの？

?



利用者さんの中で収入が少ないし、財産もあまりもっていない方がいるのですが、そういう方のために、弁護士の料金を安くしたり、分割払いにしたりできる方法はないのですか？

法テラスという公的な機関が、収入や資産が少ない方のために、民事法律扶助制度を設けています。民事法律扶助を利用すれば、弁護士費用を安くし、分割払いにすることができます。利用条件などは、同封の法テラスのパンフレットやホームページをご覧ください。

当事務所でも民事法律扶助制度を使って弁護士に依頼することができますので、安心してご依頼してください。



たとえば、法律扶助をご利用された場合の弁護士費用(料金)は、成年後見申立の場合、12万5000円程度、離婚後の養育費や財産分与の調停の場合、14万6000円程度、相手方との話し合いの場合は、12万5000円程度(着手金)。その他、遺産分割の調停などは、遺産の価額で費用がきます。

わかりにくい表ですが、一応基準表を当事務所のホームページに載せてありますので、参考にしてください。



セミナーや勉強会の依頼はできるの？



法律相談を気軽にできるのはありがたいですが、顔見える関係になってもらうために、職員の勉強会や総会などに参加してもらうことを頼めますか？

参加してもらいたいけど、お礼が出せない場合がありますが大丈夫ですか。

勉強会や総会の出席など、なんでも構いませんので、お気軽にお誘いください。

お礼が出せない場合は、そのように言っていただければ考慮いたしますので、ご遠慮なくお問合せください。



弁護士の経歴や顔が知りたい！！



弁護士さんに相談する前に、どんな弁護士さんか分かると安心なんですが…。

女性の弁護士さんもいますか？

当事務所の弁護士の顔写真や経歴は、
ホームページ(hakusan-nonoichi-law.com)
上でご覧いただけます。

女性の弁護士もありますので、相談の際、
ご希望がございましたら、お申し付けください。

